

青森県告示第四百四十二号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により告示する。

令和六年八月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	勤務する	病院等		
	名称		所在地	
奥島 敏美	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目の一	診療科目 （由） 神経内科（肢体不自由）	指定辞退年月日 令和六・九・五

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 やまなみ内装
- 二 氏名 山並寛士
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜田字玉川二一四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一五）第一〇〇一四七号
- 五 取消年月日 令和六年六月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和六年六月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社類家住設サービス
- 二 代表者の氏名 類家宏
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市類家二丁目二の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第三〇〇七四七号
- 五 取消年月日 令和六年六月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年十二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社カニサワ工務店

二 代表者の氏名 蟹沢登

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字長宝野一二の五九

四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第一五二六六号

五 取消年月日 令和六年六月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 長内建築

二 氏名 長内雪雄

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字鶴泊字東田四五の二

四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第一六三二八号

五 取消年月日 令和六年六月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年五月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社ヤマダホーム

二 代表者の氏名 山田よし子

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字小泊字浜野四六の二〇

四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第一七一二九号

五 取消年月日 令和六年六月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年六月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社山口工業

二 代表者の氏名 山口昭彦

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造大畑滝井一三の一〇

四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第六六七二号

五 取消年月日 令和六年六月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年五月十六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社千葉塗装

二 代表者の氏名 千葉博之

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字大湊字宇曾利川村四五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一四七〇五号

五 取消年月日 令和六年六月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年六月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第四号

青森県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公示する。

令和六年八月五日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

青森県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十一年五月二十八日青森県内水面漁場管理委員会公示第四号）の一部を次のように改正する。

本則中、「青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第二章」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章」に、「知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十一年五月青森県規則第五十五号）」を「青森県個人情報保護に関する条例（令和五年三月青森県条例第三号）」及び青森県個人情報保護に関する規則（令和五年三月青森県規則第十号）」に改める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

正

誤

令和六・三二 号外第二〇号		発行年月日 番号
規則		区分
第一七号		番号
三		ページ
下	上	段
後ろから四	二	行
「青森県心身障害がい者扶養共済制度」 年 金 証 書		謄
「青森県心身障害がい者扶養共済制度」 年 金 証 書		正

障がい福祉課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭